

台湾のたばこ煙害防止法と公共の場所の喫煙規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 公共の場所の喫煙規制に関する法整備

- 1 法整備の沿革
- 2 現行のたばこ煙害防止法の構成

II 公共の場所の喫煙規制

- 1 喫煙が規制される公共の場所
- 2 規制強化の要点
- 3 罰則

III 喫煙規制の強化拡大

- 1 未成年者及び妊婦の喫煙禁止
- 2 たばこ製品健康福祉賦課金
- 3 最近の動き

おわりに

翻訳：たばこ煙害防止法

はじめに

1970年代から1980年代にかけて、台湾における喫煙率⁽¹⁾は、男性が約60%、女性が約4%でほぼ一定していた。1990年代に入ると、男性の喫煙率が下がり始め、1990年の59.4%から2010年には35.0%まで低下した。一方、女性の喫煙率は1990年が3.8%、2010年が4.1%で目立った変化は見られない。2010年の男女

合わせた喫煙率は19.8%であった。⁽²⁾

この間、台湾政府は、たばこによる健康被害を防止し国民の健康増進を図るため、たばこ規制の施策を積極的に推進してきた。1997年にはたばこ煙害防止法（原文は「菸害防制法」⁽³⁾）が制定され、たばこの販売価格も数次にわたって引き上げられた。また、2005年には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」⁽⁴⁾（以下、「たばこ規制枠組条約」という。）が立法院で批准され、2007年には、たばこ規制枠組条約の内容を反映させる形で、たばこ煙害防止法が全面的に改正された⁽⁵⁾。近年は、受動喫煙の被害防止が特に重要な課題とみなされ、たばこ煙害防止法の改正においても、公共の場所の喫煙規制の厳格化と罰則強化が焦点の1つとなった。

本稿では、公共の場所の喫煙規制を中心に、台湾のたばこ煙害防止法の規定と喫煙規制に関する最近の動向を紹介し、あわせて、たばこ煙害防止法の全文を訳出する。

I 公共の場所の喫煙規制に関する法整備

1 法整備の沿革

公共の場所における喫煙規制に関して、台湾では1987年6月3日に「公共場所禁煙弁法」⁽⁶⁾が制定された。全10か条から成る同弁法は、

(1) 満18歳以上の喫煙率。台湾においては、児童少年福祉權益保障法等により18歳未満の者の喫煙が禁じられている。

(2) 「成年人吸菸行為調査」衛生福利部國民健康署菸害防制資訊網〈<http://tobacco.hpa.gov.tw/Show.aspx?MenuId=581>〉以下、インターネット情報は2014年8月7日現在である。

(3) 「菸害防制法」(1997年3月19日公布)立法院法律系統〈<http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/02549/0254986030400.htm>〉

(4) 条約全文の日本語訳（外務省訳）は外務省ホームページ参照。〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf〉

(5) 「菸害防制法」(2007年7月11日公布)立法院法律系統〈<http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/02549/0254996061500.htm>〉なお、その後条文の一部が改正されたため、現行法とは異なる。

(6) 「公共場所禁煙辦法」(行政院衛生署衛署環字第663089號)法務部全國法規資料庫〈<http://law.moj.gov.tw/Law/>〉

公共の場所の空気の質を維持し国民の健康を増進することを目的として制定され、全面禁煙とする場所と、喫煙区域又は喫煙室を設置しそれ以外での喫煙を禁止する場所とを定めている。また、公共の場所の従業者に対しては、喫煙可能区域以外での喫煙行為を発見した場合それを制止するよう義務付け、同弁法の規定を遵守し成績が良好な公共の場所を衛生署が表彰すると規定しているが、罰則規定は設けられていない。同弁法は、たばこ規制を強化するためたばこ煙害防止法が制定されたのに伴い、1997年9月17日に廃止された。

たばこ煙害防止法⁽⁷⁾(以下、「旧法」という。)は、たばこの害を防止して国民の健康を守ることを目的とし、1997年3月19日に公布され、公布の6か月後から施行された。旧法は全30か条から成り、公共の場所の喫煙規制のほか、たばこの販売及び広告に関する規制、18歳未満の者の喫煙禁止、たばこの害についての教育及び広報等について、罰則も含め定めている。旧法に関して、行政院はたばこ規制をさらに強化するため2000年と2002年に改正案を立法院に提出し、審議が行われたが、いずれも成立には至らなかった。

しかし、2005年1月14日、たばこ規制枠組条約が立法院で批准されたのを契機として、条約の内容に沿って法改正が行われることになり、同年4月17日、行政院が旧法の改正案を立法院に提出し、審議が開始された。関係業界の利

害の対立等のため、改正案の審議は難航したが、2007年6月15日、全35か条から成る改正法⁽⁸⁾が立法院で可決され、成立した。改正法は同年7月11日に公布され、公布の18か月後から施行された。さらに、2009年1月12日には、改正法の一部の条文の改正が行われ⁽⁹⁾、同年1月23日に現行のたばこ煙害防止法⁽¹⁰⁾が公布、同年6月1日に施行された。

2 現行のたばこ煙害防止法の構成

現行のたばこ煙害防止法の構成は、第1章：総則(第1条～第3条)、第2章：たばこ製品健康福祉賦課金及びたばこ製品の管理(第4条～第11条)、第3章：児童、少年⁽¹¹⁾及び妊婦の喫煙の禁止(第12条～第14条)、第4章：喫煙場所の制限(第15条～第19条)、第5章：たばこの害の教育及び広報(第20条～第22条)、第6章：罰則(第23条～第33条)、第7章：附則(第34条～第35条)である。

II 公共の場所の喫煙規制

たばこ煙害防止法における公共の場所の喫煙規制に関する規定は、法改正により大幅に拡充された。旧法では第13条から第16条までの4か条、現行法では第15条から第19条までの5か条がそれに該当し、両者を比較すると、条数が増えただけでなく、規定の内容がより具体的に詳細なものとなっている。

LawSearchResult.aspx?p=A&k1=%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%A0%B4%E6%89%80%E7%A6%81%E7%85%99%E8%BE%A6%E6%B3%95&t=E1F1A1&TPage=1) たばこ規制の主管官庁である行政院衛生署が制定したもので、我が国の省令にほぼ相当する。

(7) 前掲注(3)

(8) 前掲注(5)

(9) 法第4条のたばこ製品健康福祉賦課金の金額が改正された。後述(Ⅲ.2.参照)。

(10) 「菸害防制法」(2009年1月23日公布)法務部全國法規資料庫<<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&t=A1A2E1F1&k1=%E8%8F%B8%E5%AE%B3%E9%98%B2%E5%88%B6%E6%B3%95>>

(11) 台湾の法令において、「児童」は12歳未満の者、「少年」は12歳以上18歳未満の者をいう。

表 たばこ煙害防止法により喫煙が規制される公共の場所（新旧比較）

	旧法	現行法
全面禁煙	<p><第13条（第1項）></p> <p>①図書室、教室、実験室</p> <p>②劇場、講堂、展示室、会議場（室）</p> <p>③体育館、屋内プール</p> <p>④民用航空機、旅客バス、ケーブルカー、タクシー、渡船、エレベーター、密閉された列車、地下鉄の駅、車両、その他各種の密閉された公共交通機関</p> <p>⑤託児所、幼稚園</p> <p>⑥医療機関、養護施設、その他の医療関係機関、障害者福祉施設</p> <p>⑦金融機関、郵便局、電信局の営業場所</p> <p>⑧可燃物・爆発物を製造、貯蔵、販売する場所</p> <p>⑨その他中央政府の主管機関が定める場所</p>	<p><第15条（第1項）></p> <p>①高校以下の学校、その他18歳未満の者の教育又は活動に供することを主たる目的とする場所</p> <p>②高等教育機関、図書館、博物館、美術館、その他の文化・社会教育機関の屋内スペース</p> <p>③医療機関、養護施設、その他の医療関係機関、社会福祉施設（高齢者福祉施設の完全に仕切られた空調付き屋内喫煙室と屋外スペースを除く）</p> <p>④政府機関・公営事業機関の屋内スペース</p> <p>⑤公共交通機関、タクシー、観光バス、地下鉄、駅、旅客待合室</p> <p>⑥可燃物・爆発物を製造、貯蔵、販売する場所</p> <p>⑦金融機関、郵便局、電信事業の営業場所</p> <p>⑧屋内のスポーツ、フィットネス、トレーニングを行う場所</p> <p>⑨教室、図書室、実験室、コンサートホール、講堂、展示室、会議場（室）、エレベーターの内部</p> <p>⑩歌劇場、映画館、カラオケ・インターネットカフェ等の娯楽施設の屋内スペース</p> <p>⑪ホテル、ショッピングセンター、飲食店等の屋内スペース（完全に仕切られた空調付き喫煙室、午後9時以降に営業を開始する18歳未満入場不可のバー等を除く）</p> <p>⑫3人以上が共用する屋内の職場</p> <p>⑬その他公共の使用に供される屋内スペース、各級政府の主管機関が定める場所及び交通機関</p>
喫煙区域を除き禁煙	<p><第14条（第1項）></p> <p>①学校、公民館、記念館、図書館、博物館、美術館、文化センター</p> <p>②歌劇場、映画館、その他の演芸場</p> <p>③観光旅館、百貨店、スーパーマーケット、ショッピングセンター、床面積200㎡以上のレストラン</p> <p>④密閉されていない列車、船舶</p> <p>⑤駅、港、空港の券売室、旅客待合室</p> <p>⑥政府機関、公営事業機関</p> <p>⑦社会福祉施設</p> <p>⑧その他中央政府の主管機関が定める場所</p>	<p><第16条（第1項）></p> <p>①高等教育機関、図書館、博物館、美術館、その他の文化・社会教育機関の屋外スペース</p> <p>②屋外のスタジアム、プール、その他公衆のレクリエーションに供される屋外スペース</p> <p>③高齢者福祉施設の屋外スペース</p> <p>④その他各級政府の主管機関が定める場所及び交通機関</p>

（出典）「菸害防制法」（1997年3月19日公布）立法院法律系統〈<http://lis.ly.gov.tw/lghhtml/lawstat/version2/02549/0254986030400.htm>〉及び同改正法（2009年1月23日公布）法務部全國法規資料庫〈<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&t=A1A2E1F1&k1=%E8%8F%B8%E5%AE%B3%E9%98%B2%E5%88%B6%E6%B3%95>〉に基づき筆者作成。丸囲み数字は号数を示す。

1 喫煙が規制される公共の場所

たばこ煙害防止法には、公共の場所において全面禁煙とする場所と喫煙区域以外を禁煙とする場所が具体的に規定されている。旧法では第13条と第14条、現行法では第15条と第16条がその規定である。これらの規定に列挙されている公共の場所は、前頁の表のとおりである。

この表からわかるように、現行法の規定は旧法と比べ、全面禁煙とする公共の場所を大幅に拡大し、対象となる区域もより具体的に示している。現行法の規定からは、①18歳未満の者を対象とする高校以下の教育施設等、②公共の場所の屋内スペース、③3人以上が共用する屋内の職場を全面禁煙とすることが明確に読み取れる。高校以下の教育施設等の全面禁煙は未成年者をたばこの害から守ること、3人以上が共用する屋内の職場の全面禁煙は職場での受動喫煙の害を防止することを目的とし、屋内の公共空間の全面禁煙と併せて、法改正において喫煙規制強化の重点とされたところである。

2 規制強化の要点

現行法は、公共の場所に喫煙区域を設置するときは、その面積をその公共の場所の屋外面積の2分の1以下とし、かつ、誰もが通らなければならない場所に設置してはならないと定めている（第16条第2項）。

また、現行法は、第15条及び第16条に掲げられていない場所についても、所有者、責任者又は管理者が指定すればその場所を禁煙とすることができるとしている。妊婦又は3歳未満の幼児がいる屋内の場所における喫煙も禁止される。（第17条）

そのほか、禁煙区域での喫煙及び18歳未満の者の喫煙区域への立入りに対する制止義務も、その公共の場所の責任者及び従業者に課されて

いる（第18条）。

3 罰則

公共の場所の喫煙規制に関する規定に違反した場合の現行法の罰則規定は、旧法よりかなり重いものとなった。

本章第1節で紹介した喫煙が規制される公共の場所で喫煙した者に対しては、2千台湾ドル⁽¹²⁾以上1万台湾ドル以下の過料が科される（第31条第1項）。この場合の旧法での過料は、1千台湾ドル以上3千台湾ドル以下であった。

また、公共の場所の所有者等が禁煙標識の設置義務、禁煙区域での喫煙関連器物の提供禁止、喫煙区域設置に関する遵守事項等の規定に違反したときは、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料が科される（第31条第2項）。この場合の旧法での過料は、1万台湾ドル以上3万台湾ドル以下であった。

III 喫煙規制の強化拡大

現行のたばこ煙害防止法は、公共の場所の喫煙規制のほか、たばこ規制枠組条約の規定に基づいて、たばこの販売・広告規制の強化、たばこの成分表示や健康被害の警告表示の徹底、たばこの害の広報強化を始め喫煙規制に関連する様々な規定を設けている。特に注目される規定と最近の動きを紹介する。

1 未成年者及び妊婦の喫煙禁止

現行法は、次世代の国民をたばこの害から守ることに力点を置いた規定を新たに設けた。

台湾では未成年者、特に男子の喫煙率の上昇傾向が続いており、その対策が大きな課題となっている。例えば、日本の中学校に相当する国民中学の生徒の喫煙率は、2004年には男子

(12) 1台湾ドルは約3.4円（2014年8月分報告省令レート）。

8.5%、女子4.2%であったが、2010年には男子11.2%、女子4.2%となった⁽¹³⁾。18歳未満の者の喫煙の禁止やたばこ販売における18歳未満の者への提供禁止は、旧法にも規定があった。現行法は、それに加えて、18歳未満の者へのたばこ提供の禁止や公共の場所の喫煙区域への立入り制止について、一層厳格な規定を設けている(第12条、第13条、第18条)。

また、胎児の健康を守るという観点から、妊婦の喫煙禁止、妊婦に対する喫煙の強要・勧誘等の禁止も明記された(第12条、第13条)。

2 たばこ製品健康福祉賦課金

たばこ製品健康福祉賦課金は2002年1月1日から徴収が開始され、当初はたばこ酒税法に規定が置かれていた。当初、紙巻たばこの場合1箱(20本)につき5台湾ドルであったが、2006年2月に1箱につき10台湾ドルに引き上げられた。2007年、たばこ煙害防止法の改正に際して、同賦課金は、たばこ規制の強化と国民の健康増進に寄与するものとの位置付けにより、たばこ煙害防止法第4条にその規定が置かれることになった。2007年7月11日に公布された改正法では、金額は改正前と同額であった

が、2009年1月23日に公布された現行法ではこの第4条が改正され、金額が1箱につき20台湾ドルへと、倍額に引き上げられた。

同賦課金はたばこ税⁽¹⁴⁾と同時に徴収され、国民健康保険⁽¹⁵⁾の準備金を始め、国民の健康及び福祉の増進のために用いられる⁽¹⁶⁾。

3 最近の動き

(1) 公園の禁煙化

2014年4月1日から、衛生福祉省の公告により、公園等の禁煙化が実施された。対象となるのは、①国立公園、国立自然公園、特定風致地区、森林遊楽区、及び②公園緑地である⁽¹⁷⁾。観光客が比較的多い区域、市民の憩いのための公園等がこの公告における喫煙禁止範囲に指定されている。これらの公園等では、たばこ煙害防止法第16条第1項第4号の規定に基づき、喫煙区域を除いて喫煙してはならず、喫煙区域が設置されていない場合は全面禁煙とすることになった。

(2) 学校周辺の歩道の全面禁煙化

地方政府もたばこ煙害防止法の規定に基づいて、それぞれ独自に喫煙を規制する場所の指定

(13) 「青少年吸菸行為調査」衛生福利部国民健康署菸害防制資訊網〈<http://tobacco.hpa.gov.tw/Show.aspx?MenuId=582>〉

(14) たばこ税は、紙巻たばこの場合、1箱(20本)につき11.8台湾ドルである。

(15) 原文は「全民健康保険」、国民全員を対象とする強制加入の公的医療保険。

(16) 「たばこ製品健康福祉賦課金配分運用弁法(原文表記:菸品健康福利捐分配及運作辦法)」(2011年9月5日改正)は、配分割合について次のように定めている。「たばこ農家及び関連産業労働者対策費として実際の必要性に応じて前年度の賦課金徴収総額の1%以下の金額を配分した上で、残額を次のとおり配分する。国民健康保険準備金70%、癌予防治療費5.5%、医療の質向上のための経費4%、医療資源不足地域への補助2.5%、稀少疾患等の医療費2%、経済困窮者の保険費用補助6%、中央・地方政府のたばこ煙害防止対策費3%、中央・地方政府の衛生保健対策費3%、中央・地方政府の社会福祉対策費3%、中央・地方政府の密造たばこ取締り及びたばこ製品の脱税防止対策費1%」法務部全國法規資料庫〈<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&t=A1A2E1F1&k1=%E8%8F%B8%E5%93%81%E5%81%A5%E5%BA%B7%E7%A6%8F%E5%88%A9%E6%8D%90%E5%88%86%E9%85%8D%E5%8F%8A%E9%81%8B%E4%BD%9C%E8%BE%A6%E6%B3%95%EF%BC%8896.10.11%E8%A8%82%E5%AE%9A%EF%BC%89>〉

(17) 衛生福祉省公告(2014年3月4日)の附表に、国立公園7か所、国立自然公園1か所、国家級風致地区9か所、県市級風致地区9か所、国立森林遊楽区21か所が掲げられている。〈<http://www.hpa.gov.tw/BHPNet/Portal/File/AnnounceFile/201403050419081657/%E5%85%AC%E5%9C%92%E5%85%AC%E5%91%8A%E5%8F%8A%E9%99%84%E8%A1%A8.pdf>〉

等を実施している。このうち、台北市は、他の地方政府に先駆けて2012年4月30日から市内の学校周辺の歩道の全面禁煙化を進めている⁽¹⁸⁾。同法第15条第1項第13号の規定に基づくものであり、違反者には2千台湾ドル以上1万台湾ドル以下の過料が科される。学校に隣接する屋外空間には喫煙規制がなく、学校の敷地外からのたばこの煙の流入による受動喫煙の被害を防ぐため、この措置が取られた。

おわりに

政府は喫煙率の年度目標値を2013年18.0%、2014年17.5%、2015年17.0%、2016年16.5%

と設定し、たばこ煙害防止法の改正も視野に入れて、禁煙対策を今後さらに強化しようとしている⁽¹⁹⁾。

一方、たばこ製品健康福祉賦課金は、2年ごとに金額の見直しを行うことがたばこ煙害防止法に規定されているが、2009年6月1日に引き上げられて以来、据え置かれたままである。政府は、同賦課金の金額引上げには明らかに喫煙人口を減らす効果がみられるとして、その引上げの早期実現も目指している⁽²⁰⁾。公共の場所の喫煙規制からさらに進んで、喫煙人口を減らし、たばこの煙のない環境と国民の健康を保障することがその目標となっている。

(おかむら しがこ)

(18) 「5月31日「世界無菸日」臺北市新增民生國小周邊人行道禁止吸菸」(新聞稿2014年5月30日) 臺北市政府衛生局〈<http://www.health.gov.tw/Default.aspx?tabid=36&mid=442&itemid=32765>〉2014年5月31日現在、台北市内の計21校(小学校12、中学校3、高校2、高級職業学校1、大学3)で学校周辺の歩道の全面禁煙化が実施されている。

(19) 「行政院衛生署中程施政計畫(102至105年度)」〈http://www.mohw.gov.tw/cht/Ministry/DM2_P.aspx?f_list_no=6&fod_list_no=569&doc_no=1219〉なお、行政院衛生署は、2013年7月23日、行政院の機構改革により衛生福祉省(中国語表記は「衛生福利部」、英文表記はMinistry of Health and Welfare)等に再編され、たばこ規制は衛生福祉省国民健康署の所管となった。

(20) 「衛生福利部業務概況暨本會期優先立法計畫報告(書面報告)」(立法院第8期第5会期社会福祉衛生環境委員会全体委員会議2014年3月6日)〈http://www.mohw.gov.tw/MOHW_Upload/doc/8-5%e6%9c%83%e6%9c%9f%e9%83%a8%e9%95%b7%e6%9b%b8%e9%9d%a2%e5%a0%b1%e5%91%8a_0043920001.pdf〉

たばこ煙害防止法

菸害防制法

(2009年1月12日改正 同1月23日公布 同6月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 たばこ製品健康福祉賦課金及びたばこ製品の
管理（第4条～第11条）

第3章 児童、少年及び妊婦の喫煙の禁止（第12条
～第14条）

第4章 喫煙場所の制限（第15条～第19条）

第5章 たばこの害の教育及び広報（第20条～第22
条）

第6章 罰則（第23条～第33条）

第7章 附則（第34条～第35条）

第1章 総則

第1条 たばこの害を防止し、国民の健康を守るため、この法律を制定する。この法律に規定のないものは、他の法令の規定を適用するものとする。

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ製品とは、全部又は一部に葉たばこ又はその代用品を原料として用い、喫煙用、噛み用、吸引用、嗅ぎ用又はその他の用途に用いるために製造された紙巻たばこ、刻みたばこ、葉巻その他のたばこ製品をいう。

(2) 喫煙とは、たばこ製品を吸引し、又は咀嚼し、若しくは火のついたたばこ製品を携帯する行為をいう。

(3) たばこ製品の容器とは、消費者にたばこ製品を販売するときに使用する全ての包装箱、缶その他の容器をいう。

(4) たばこ製品の広告とは、不特定の消費者に対するたばこ製品の販売又はその使用の促進を直接又は間接の目的又は効果とする、あらゆる形式の商業宣伝、販売促進、提案又は行動をいう。

(5) たばこ製品の後援とは、不特定の消費者に対するたばこ製品の販売又はその使用の促進を直接又は間接の目的又は効果とし、あらゆる行事、活動又は個人に対して行うあらゆる形式の寄附をいう。

第3条 この法律にいう主管機関とは、中央政府にあっては行政院衛生署⁽¹⁾、直轄市にあっては直轄市政府、県（市）にあっては県（市）政府をいう。

第2章 たばこ製品健康福祉賦課金及びたばこ製品の管理

第4条 たばこ製品は、健康福祉賦課金を課さなければならない。その金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 紙巻たばこは、1千本につき1千台湾ドル

(1) 行政院衛生署は、2013年7月23日、行政院の機構改革により衛生福祉省（中国語表記は「衛生福利部」、英文表記は Ministry of Health and Welfare）等に再編され、たばこ規制は、衛生福祉省国民健康署の所管となった。

ル⁽²⁾とする。

- (2) 刻みたばこは、1 キログラムにつき 1 千台湾ドルとする。
- (3) 葉巻は、1 キログラムにつき 1 千台湾ドルとする。
- (4) その他のたばこ製品は、1 キログラムにつき 1 千台湾ドルとする。

前項の健康福祉賦課金の金額は、中央政府の主管機関及び財政省が 2 年ごとに財政、経済、公衆衛生その他関係分野の専門家を招集して、次の各号に掲げる要素により評価を行わなければならない。

- (1) 喫煙に起因する疾病並びにその罹患率、死亡率及び国民健康保険⁽³⁾の医療費
- (2) たばこ製品の消費量及び喫煙率
- (3) たばこ製品の税及び賦課金がたばこ製品の平均小売価格に占める割合
- (4) 国民所得及び物価指数
- (5) たばこ製品の価格及びたばこの害の防止に影響を及ぼすその他の要素

第 1 項の金額は、中央政府の主管機関及び財政省が前項の規定による評価の結果、引き上げる必要があると認めるときは、行政院の決定を経て立法院で審査し、可決しなければならない。

たばこ製品健康福祉賦課金は、国民健康保険の準備金、癌の予防治療、医療の質向上、医療資源不足地域への補助、稀少疾患等の医療費、経済困窮者の保険費用、中央及び地方政府におけるたばこの害の防止対策、衛生保健対策、社会福祉対策、密造たばこの取締り、たばこ製品の脱税防止、たばこ農家及び関連産業労働者に対する支援のために用いなければならない。その配分及び運営に関する規則は、中央政府の主管機関及び財政省が策定し、かつ、立法院に送付して審査を行うものとする。

る。

前項にいう医療資源不足地域及び経済困窮者は、中央政府の主管機関がこれを定める。

たばこ製品健康福祉賦課金は、たばこ酒税徴収機関が当該税を徴収するときに代行してこれを徴収する。その納税義務者、免税、還付、納付調査及び罰則は、たばこ酒税法の規定によるものとする。

第 5 条 消費者にたばこ製品を販売するときは、次の各号に掲げる方法によってこれを行ってはならない。

- (1) 自動販売機、通信販売、オンラインショッピングその他消費者の年齢を識別する方法がないもの
- (2) 開放型の商品陳列棚など消費者が商品を直接手に取ることができ、かつ、消費者の年齢を識別する方法がないもの
- (3) 1 販売単位が 20 本未満又はその内容物の純重量が 15 グラム未満の包装方法によるもの。ただし、葉巻は、この限りでない。

第 6 条 たばこ製品、銘柄、及びたばこ製品容器に記す文字又は記号は、「軽いたばこ」「低タール」その他喫煙が健康に無害又は害が軽微であると誤認させるおそれのある表現を用いてはならない。ただし、この法律の改正前のたばこ製品の名称には、これを適用しない。

たばこ製品容器の最大面とその裏面の目立つ位置に、喫煙は健康に有害であるという警告表示及び禁煙関連情報を中国語で掲載しなければならない。その表示面積は、当該面積の 35% を下回ってはならない。

前項の表示の内容、面積その他遵守事項に関する規則は、中央政府の主管機関がこれを定める。

(2) 1 台湾ドルは約 3.4 円 (2014 年 8 月分報告省令レート)。

(3) 原文は「全民健康保険」、国民全員を対象とする強制加入の公的医療保険。

第7条 たばこ製品に含まれるニコチン及びタールは、たばこ製品容器に中国語で表示しなければならない。ただし、専ら輸出用となる製品は、この限りでない。

前項のニコチン及びタールは、最高含有量を超えてはならない。その最高含有量と検査方法、含有量の表示方法その他遵守事項に関する規則は、中央政府の主管機関がこれを定める。

第8条 たばこ製品の製造及び輸入業者は、次の各号に掲げる情報を申告しなければならない。

- (1) たばこ製品の成分、添加物及びその毒性に関する情報
- (2) たばこ製品の排出物及びその毒性に関する情報

前項の申告情報は、中央政府の主管機関が定期的に自主公開しなければならない。必要ときは、あわせて要員を派遣してサンプル検査（試験）を行うことができる。

前2項の申告すべき情報の内容、期日、手続、検査（試験）その他遵守事項に関する規則は、中央政府の主管機関がこれを定める。

第9条 たばこ製品の販売促進又はたばこ製品の広告においては、次の各号に掲げる方法を用いてはならない。

- (1) ラジオ、テレビ、映画、ビデオ、電信、インターネット、新聞、雑誌、看板、ポスター、ちらし、通知、発表、説明書、見本、掲示、展示その他文字、図画、物品又は電磁的記録物による宣伝
- (2) たばこ製品を取材し、報道で紹介し、又は他人の名義を借りる形で宣伝すること。
- (3) たばこ製品を割引販売し、又は他の物品

をたばこ製品販売の景品若しくは賞品とすること。

- (4) たばこ製品を物品販売又は活動の景品若しくは賞品とすること。
- (5) たばこ製品と他の物品を抱き合わせて販売すること。
- (6) 1本、ばら売り若しくはまとめて包装した形で割当て、又は売りつけること。
- (7) たばこ製品の銘柄又は商標と同じ又は類似の商品を利用して宣伝すること。
- (8) 茶話会、食事会、説明会、品評会、リサイタル、講演会、スポーツ若しくは公益等の活動又はその他類似の方法で宣伝すること。
- (9) その他中央政府の主管機関が公告で禁止する方法

第10条 たばこ製品を販売する場所は、第6条第2項、第12条第1項及び第13条に規定する警告表示を目立つ場所に掲示しなければならない。たばこ製品又はたばこ製品容器の展示は、消費者がたばこ製品の銘柄及び価格を知るために必要なものに限らなければならない。

前項の掲示及び展示の範囲、内容、方法その他遵守事項に関する規則は、中央政府の主管機関がこれを定める。

第11条 営業場所においては、販売促進又は営利を目的としてたばこ製品を無料で提供してはならない。

第3章 児童、少年⁽⁴⁾及び妊婦の喫煙の禁止

第12条 18歳未満の者は、喫煙してはならない。妊婦もまた、喫煙してはならない。

(4) 台湾の法令において、「児童」は12歳未満の者、「少年」は12歳以上18歳未満の者をいう。

父母、後見人その他実際に世話をする者は、18歳未満の者が喫煙するのを禁止しなければならない。

第13条 何人も、18歳未満の者にたばこ製品を提供してはならない。

何人も、強制、誘惑又はその他の方法により妊婦に喫煙させてはならない。

第14条 何人も、たばこ製品の形をした砂糖菓子、スナック菓子、玩具その他いかなる物品も製造し、輸入し、又は販売してはならない。

第4章 喫煙場所の制限

第15条 次の各号に掲げる場所は、喫煙を全面的に禁止する。

- (1) 高級中等学校⁽⁵⁾以下の学校その他児童及び少年の教育又は活動に供することを主たる目的とする場所
- (2) 高等教育機関、図書館、博物館、美術館及びその他の文化・社会教育機関の屋内スペース
- (3) 医療機関、養護施設、その他の医療関係機関及び社会福祉施設が置かれている場所。ただし、高齢者福祉施設において、独立の空調設備が設置され完全に仕切られた屋内喫煙室又は屋外スペースは、この限りでない。
- (4) 政府機関及び公営事業機関の屋内スペース
- (5) 公共交通機関、タクシー、観光バス、地下鉄、駅及び旅客待合室
- (6) 可燃物若しくは爆発物を製造し、貯蔵し、又は販売する場所

(7) 金融機関、郵便局及び電信事業の営業場所

(8) 屋内のスポーツ、フィットネス又はトレーニングを行う場所

(9) 教室、図書室、実験室、コンサートホール、講堂、展示室、会議場(室)及びエレベーターの内部

(10) 歌劇場、映画館、カラオケ業又はインターネットカフェ業その他公衆のレクリエーションに供される屋内スペース

(11) ホテル、ショッピングセンター、飲食店その他公衆が消費活動を行う屋内スペース。ただし、当該場所において、独立の空調設備が設置され完全に仕切られた屋内喫煙室、屋外空間に半ば開放されている飲食場所、シガーバー、午後9時以降に営業を開始し18歳以上の者のみが入場できるバー及びカラオケ施設は、この限りでない。

(12) 3人以上が共用する屋内の職場

(13) その他公共の使用に供する屋内の場所並びに各級政府の主管機関が公告で指定する場所及び交通機関

前項各号に定める場所は、全ての入口にはっきりとした禁煙標識を設置しなければならない。かつ、喫煙関連の器物を提供してはならない。

第1項第3号及び第11号のただし書きにいう屋内喫煙室は、その面積、施設及び設置に関する規則について、中央政府の主管機関がこれを定める。

第16条 次の各号に掲げる場所においては、喫煙区域を除いて喫煙してはならない。喫煙区域が設置されていないときは、喫煙を全面的に禁止するものとする。

(1) 高等教育機関、図書館、博物館、美術館

(5) 日本の高等学校に相当する。

及びその他の文化・社会教育機関の屋外スペース

- (2) 屋外のスタジアム、プールその他公衆のレクリエーションに供される屋外の場所
- (3) 高齢者福祉施設の屋外スペース
- (4) その他各級政府の主管機関が公告で指定する場所及び交通機関

前項各号に定める場所は、全ての入口及びその他適当な地点にはっきりとした禁煙標識又は喫煙区域以外で喫煙してはならないことを意味する標識を設置しなければならない。かつ、喫煙区域以外で、喫煙関連の器物を提供してはならない。

第1項にいう喫煙区域の設置は、次の各号に掲げる規定に合致させなければならない。

- (1) 喫煙区域は、はっきりとした標識を掲示しなければならない。
- (2) 喫煙区域の面積は、当該場所の屋外面積の2分の1を上回ってはならず、かつ、誰もが必ず通らなければならない場所に設置してはならない。

第17条 第15条第1項及び前条第1項以外の場所であって、所有者、責任者又は管理者が喫煙を禁止すると指定した場所は、喫煙を禁止する。

妊婦又は3歳未満の幼児がいる屋内の場所は、喫煙を禁止する。

第18条 第15条又は第16条にいう禁煙の場所で喫煙したとき、又は18歳未満の者が喫煙区域に立ち入ったときは、当該場所の責任者及び従業者は、これを制止しなければならない。

禁煙の場所で喫煙したときは、その場にいる者は、これを制止することができる。

第19条 直轄市及び県（市）政府の主管機関は、第15条及び第16条に規定する場所及び喫煙区域の設置並びに管理に係る事項について、定期的に要員を派遣して検査しなければならない。

第5章 たばこの害の教育及び広報

第20条 各機関及び学校は、たばこの害の防止についての教育及び広報を積極的に行わなければならない。

第21条 医療機関、カウンセリング機関及び公益団体は、禁煙に関するサービスを提供することができる。

前項のサービスに対する助成又は奨励に関する規則は、各級政府の主管機関がこれを定める。

第22条 テレビ番組、演劇上演、カラオケ及びプロスポーツ試合等においては、喫煙のイメージを特に強調してはならない。

第6章 罰則

第23条 第5条又は第10条第1項の規定に違反した者は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、その都度個別に処罰することができる。

第24条 第6条第1項、第2項又は第7条第1項の規定に違反するたばこ製品を製造し又は輸入した者は、100万台湾ドル以上500万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに回収するよう命じる。期限までに回収されなかったときは、その都度個別に処罰し、規定に違反したたばこ製品は、没収してこれを廃棄する。

第6条第1項、第2項又は第7条第1項の規定に違反するたばこ製品を販売した者は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処する。

第25条 第8条第1項の規定に違反した者は、10万台湾ドル以上50万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに申告するよう命じる。期限までに申告しなかった者は、その都度個別に処罰する。

中央政府の主管機関が第8条第2項の規定に基づいて行うサンプル検査(試験)を忌避し、妨害し、又は拒絶した者は、10万台湾ドル以上50万台湾ドル以下の過料に処する。

第26条 製造又は輸入業者であって、第9条各項の規定に違反した者は、500万台湾ドル以上2500万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、その都度個別に処罰する。

広告業又は放送・メディア業者であって、第9条各項の規定に違反し、たばこ製品の広告を制作し、受信し、又は掲載した者は、20万台湾ドル以上100万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、その都度個別に処罰する。

第9条各項の規定に違反した者は、前2項に別に定めるものを除き、10万台湾ドル以上50万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、その都度個別に処罰する。

第27条 第11条の規定に違反した者は、2千台湾ドル以上1万台湾ドル以下の過料に処する。

第28条 第12条第1項の規定に違反した者は、禁煙教育を受けさせなければならない。当該行為者が18歳未満でかつ未婚であるときは、あわせてその父母又は後見人に対し本人をそれに参加させるよう命じなければならない。

正当な理由なく通知に基づく禁煙教育を受講しなかった者は、2千台湾ドル以上1万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、その都度個別に処罰する。行為者が18歳未満でかつ未婚であるときは、その父母又は後見人を処罰する。

第1項の禁煙教育の実施に関する規則は、中央政府の主管機関がこれを定める。

第29条 第13条の規定に違反した者は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処する。

第30条 製造又は輸入業者であって、第14条の規定に違反した者は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに回収するよう命じる。期限までに回収されなかったときは、その都度個別に処罰する。

販売業者であって、第14条の規定に違反した者は、1千台湾ドル以上3千台湾ドル以下の過料に処する。

第31条 第15条第1項又は第16条第1項の規定に違反した者は、2千台湾ドル以上1万台湾ドル以下の過料に処する。

第15条第2項、第16条第2項又は第3項の規定に違反した者は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに是正させる。期限までに是正されなかったときは、その都度個別に処罰することができる。

第32条 この法律の規定に違反して、第23条から前条までの規定により処罰された者については、あわせて被処分者及びその法律違反の内容を公告することができる。

第 33 条 この法律に定める罰則は、第 25 条が中央政府の主管機関による処罰を規定している事項を除き、直轄市及び県（市）政府の主管機関がこれを処罰する。

第 7 章 附則

第 34 条 第 4 条の規定に基づいて徴収するたばこ製品健康福祉賦課金のうち、中央及び地方政府におけるたばこの害の防止対策並びに衛生保健対策のために配分される部分は、中央政府の主管機関が基金を設置し、たばこの害の防止及び衛生保健に関する業務を行うものとする。

前項の基金の収支、保管及び運用に関する規則は、行政院がこれを定める。

第 35 条 この法律は、公布の日から 6 か月後に施行する。

この法律の中華民國 96 年 6 月 15 日改正条文⁽⁶⁾は、行政院が定める第 4 条の施行日を除き、公布の日から 18 か月後に施行する。

この法律の中華民國 98 年 1 月 12 日改正の第 4 条の条文⁽⁷⁾の施行日は、行政院がこれを定める⁽⁸⁾。

出典

・「菸害防制法」法務部全國法規資料庫〈<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&t=A1A2E1F1&k1=%E8%8F%B8%E5%AE%B3%E9%98%B2%E5%88%B6%E6%B3%95>〉

（おかむら しがこ）

(6) たばこ煙害防止法は、2007（中華民國 96）年 6 月 15 日に全面改正された。

(7) 第 4 条については、2009（中華民國 98）年 1 月 12 日にさらに改正が行われた。

(8) 行政院は、第 4 条の施行日を 2009 年 6 月 1 日と定めた。